

消防法に違反している防火対象物について、次のとおり命令しましたので、  
消防法第17条の4第3項の規定により公告します。

令和6年1月31日

京都市伏見消防署長 藤川 久夫

1 防火対象物の所在地

京都市伏見区久我西出町2番地20

2 防火対象物名称

堀竹プラスチック工芸

3 命令を受けたものの氏名

堀竹 多啓司

4 命令年月日

令和6年1月31日

5 命令事項

- (1) 令和6年5月31日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
- (2) 令和6年5月31日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

6 根拠条例

消防法第17条の4第1項

(伏見消防署消防課)